

令和 7 年第 2 回教育委員会臨時会議事録

令和 7 年 2 月 10 日（月）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 令和 7 年 2 月 10 日 (月) 午後 4 時 40 分～午後 4 時 50 分

場 所 教育委員会室

出席委員 教 育 長 渋谷 正 宏 委 員 對 馬 初 音

委 員 伊 井 希 志 子 委 員 前 田 小 百 合

委 員 大 川 康 徳

出席説明員 教育政策担当部長 松 尾 了 庶務課長 渡 邊 秀 則
教育人事企画課長 学校ICT担当課長

事務局職員 庶 務 係 長 池 田 佳 世 担 当 書 記 松 尾 菜 美 子

傍 聴 者 0 名

会議に付した事件

(議案)

議案第13号 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
(区議会提出議案に関する意見聴取)

目次

議案

議案第13号	杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、 休暇等に関する条例及び杉並区学校教育職 員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 の一部を改正する条例 (区議会提出議案に関する意見聴取)	4
--------	--	---

教育長 ただいまから、令和 7 年 第 2 回杉並区教育委員会臨時会を開催いたします。なお、本日は、前田委員及び大川委員が、「杉並区教育委員会会議規則第 4 条の 2」の規定に基づくオンライン出席となっております。本日の会議について事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 本日の議事録の署名委員につきましては、教育長より事前に伊井委員との指名がございましたので、よろしくお願いいたします。次に、本日の議事日程についてでございますが、議案 1 件を予定しております。以上でございます。

教育長 それでは、本日の議事に入りますが、本日の議案第 13 号につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第 29 条の規定に基づく区長からの意見聴取案件として意思形成過程上の案件となっております。従いまして、議案第 13 号の審議につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第 14 条第 7 項の規定により、非公開としたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議がございませんので、本日の会議を非公開といたします。

それでは、議案の審議を行います。本議案につきましては、1 月 29 日の教育委員会において議案第 8 号として審議した条例案を撤回し、新たな条例案を区議会に提出したいということで改めて区長から教育委員会に意見を求められたものでございますので、その経緯を含めて、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは日程第 1、議案第 13 号「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を上程いたします。私から説明を申し上げます。

本議案につきましては、1 月 29 日の教育委員会において議案第 8 号としてご審議いただいたものと同じ条例を対象とするものでございます。議案内容の説明に先立ちまして、まずはこの間の経緯についてご説明を申し上げます。改正前の育児・介護休業法における子を養育する職員の超過勤務制限の規定につきましては、子の年齢に応じてその内容が二つに分かれていたところでございます。具体的には、小学校就学の始期に達するまでの子を養育している場合は、一定時間以上の超過勤務を制限することとし、3 歳に満たない子を養育している場合には原則として超

過勤務をさせないこととしておりました。このたびの法改正により、子の年齢はいずれも小学校就学の始期に達するまでの子に統一されたところでございます。このことを受けまして、当初、区では、より職員の利益となるよう、二つの規定を一つにまとめ、原則として超過勤務をさせないこととする条例案を作成し、先日の教育委員会でご審議いただいたところでございます。しかしながら、その後、特別区人事委員会の事務局から連絡があり、区の考えは尊重するものの、特別区人事・厚生事務組合が示した参考例は二つの規定を一つにまとめておらず、職員にとっては選択肢が複数ある方が良いのではないかと、また、区が規定内容を定めるに当たっては、他団体の規定との均衡も考慮する必要があるとのご助言をいただいたところでございます。このことを受けまして、区において改めて検討をした結果、特別区人事委員会側の助言を尊重し、条例案につきましては人事委員会側から示された参考例にならった規定としたいと考えるところでございます。このことに伴いまして、区議会に提出した条例案を撤回し、新たな条例案として区議会に提出するため、改めて教育委員会の意見を聴取する必要があるという経緯でございます。委員の皆様にはご迷惑をお掛けすることとなり、大変申し訳ございませんが、改めてご審議をお願いいたします。

それでは、議案の内容について説明をさせていただきます。このたび、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部が改正され、育児のための所定外労働時間の制限に係る職員の範囲が、3歳に満たない子を養育する職員から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員へと拡大すること等とされたところでございます。また、民間労働者につきましては、その家族が介護を必要とする状況に至ったことを事業主に申し出たときは、事業主は、当該労働者の介護休業及び仕事と介護の両立に資する制度の利用に係る意向を確認するための措置を講じなければならないこととされたことを受け、区においても同様の措置を講ずることといたしました。このことに伴い、幼稚園教育職員及び区費負担の教育職員におきましても、介護についての申出があった場合における措置等を定める等の必要があるため、この条例案を提出するものでございます。なお、関連する2件の条例を条建てで改正することとしてございます。

まず始めに、第1条による「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、

休暇等に関する条例」の一部改正につきましてご説明申し上げます。議案を最初のページから4ページお進みいただきまして、新旧対照表をご覧ください。始めに、第11条の2でございますが、超過勤務の制限に係る子の範囲が「小学校就学の始期に達するまでの子」に統一されたことを受けまして、見出しを「小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限」に改め、次の第11条の3との共通見出しとするほか、超過勤務の免除に係る子の範囲を「3歳に満たない子」から「小学校就学の始期に達するまでの子」に改めてございます。

新旧対照表を1ページお進みください。第11条の3は、超過勤務の制限を規定してございますが、ここについては議案上には条文の内容の記載がございませんので、別に参考資料がございます。議案を一番後ろのページまでお進みください。第11条の3におきましては、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、教育委員会規則で定める時間を超えて、超過勤務をさせてはならないこととしており、規則においてその制限時間を一月24時間又は年150時間としてございます。先にご審議いただいた条例案では、冒頭にご説明いたしましたとおり、より職員の利益となるようにするという観点から、超過勤務の制限に係る規定を一つにまとめるため、第11条の3を削除するものでございましたが、特別区人事委員会事務局との調整を踏まえた結果、参考例にならい、本条の規定を削除しないことといたしました。

新旧対照表の2ページにお戻りください。第17条におきましては、特別休暇として規定されております「子の看護のための休暇」につきまして、育児・介護休業法の改正により当該休暇の取得事由が拡大したことに伴い、名称を「子の看護等のための休暇」に改めてございます。新旧対照表の3ページ及び4ページをご覧ください。第18条から第18条の5までにおきましては、介護についての申出があった場合等における措置等を定めるほか、規定を整備してございます。なお、第2条による「杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」の一部改正につきましても、第1条による幼稚園教育職員に係る改正と同様のものとなってございます。

議案を最初のページから3ページお進みいただき、附則をご覧ください。施行期日を令和7年4月1日とするほか、この条例の施行に際し必要な準備行為を定めてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございますでしょうか。

對馬委員 確認させていただきたいのですが、小学校就学の始期に達するというのは、入学式ではなくて4月1日付けということで理解してよろしいでしょうか。

教育人事企画課長 はい、おっしゃられるとおり4月1日になります。

庶務課長 他にはいかがでしょうか。よろしいですか。それでは、無いようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。議案第13号につきまして、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第13号について、原案のとおり可決いたします。 それでは、以上で、本日予定されておりました日程は、すべて終了いたしました。本日の教育委員会を閉会いたします。